

電力広域的運営推進機関の 業務規程 及び 送配電等業務指針 の審査について

平成 28 年 3 月 18 日

1. 業務規程・送配電等業務指針の変更のポイント

- 平成28年4月に控えた第2弾改正法の施行への対応を主な目的として、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の定款、業務規程及び送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）が変更される。（定款は監視委への意見聴取事項ではない。）
- 変更内容は、既に整理済みの事項を反映させるための修正や技術的修正が主である。

主な変更ポイント

- 第2弾電事法改正による新制度の導入を踏まえた変更（電源入札等の導入、計画値同時同量制度の導入に伴う計画提出ルール等の変更、スイッチング支援に関するルールの導入等）
- 国の審議会の議論を踏まえた変更（優先給電ルールの見直し等）
- 広域機関システムの運用開始（平成28年4月）に伴う業務の変更
- 費用負担ガイドライン、系統情報ガイドラインの内容を反映させた修正
- 初年度の実務を踏まえた業務フローの軽微な見直し
- 業務規程内、業務指針内、及び業務規程⇔業務指針の条文の移設
- 事業ライセンスの見直しにともなう技術的な変更（「一般電気事業者→一般送配電事業者」の書換え等）
- 用語の整理、意味の明確化、字句修正 等

2. 業務規程と送配電等業務指針の関係

- 業務規程は広域機関の業務の運営方法について規定されたものである一方、業務指針は電気供給事業者が守るべきルールについて規定されたものであり、互いにミラー的な関係にある。

業務規程

- 第1章 総則
- 第2章 組織及び職員
- 第3章 需要想定
- 第4章 供給計画の取りまとめ
- 第5章 電源入札等（新規）**
- 第6章 設備形成
 - 第1節 広域連系系統の設備形成
 - 第2節 広域系統長期方針
 - 第3節 広域系統整備計画
- 第7章 系統アクセス
 - 第1節 系統アクセス業務
 - 第2節 広域連系系統の設備形成（接続検討の要否検討）**
 - 第3節 電源接続案件募集プロセス（新規）**
 - 第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス（新規）**
 - 第5節 その他
- 第8章 需給状況の監視
- 第9章 需給状況の悪化時の指示等
- 第10章 地域間連系線の管理（広域周波数調整、優先給電ルール等）**
- 第11章 作業停止計画の調整（計画提出先の変更）
- 第12章 系統情報の公表**
- 第13章 需要者スイッチング支援（運用開始に伴うルール整備）**
- 第14章 一般負担の限界の基準額
- 第15章 緊急災害対応
- 第16章 送配電等業務指針
- 第17章 指導・勧告・検証
- 第18章 年次報告書及び調査・研究
- 第19章 苦情及び相談
- 第20章 紛争解決
- 第21章 情報通信技術の活用支援
- 第22章 雑則

業務指針

- 第1章 総則
- 第2章 需要想定
- 第3章 供給計画の取りまとめ
- 第4章 電源入札等（新規）**
- 第5章 調整力の確保**
- 第6章 設備形成
- 第7章 系統アクセス
 - 第1節 系統アクセス業務（接続申込ルールの見直し、接続検討の要否確認）**
 - 第2節 電源接続案件募集プロセス（新規）**
 - 第3節 リプレース案件系統連系募集プロセス（新規）**
 - 第4節 その他
- 第8章 需給状況の監視のための計画提出（計画値同時同量）**
- 第9章 需給状況の悪化時の指示等
- 第10章 一般送配電事業者の系統運用等
 - 第1節 電力系統の運用
 - 第2節 周波数の調整（広域周波数調整）**
 - 第3節 上げ調整力不足時の措置
 - 第4節 下げ調整力不足時の措置（広域周波数調整、優先給電ルール等）**
 - 第5節 電圧の調整
 - 第6節 給電指令
- 第11章 地域間連系線の管理（広域周波数調整等）**
 - 第1節 連系線の運用容量及びマージン
 - 第2節 連系線の利用
 - 第3節 連系線の長期的な容量確保
 - 第4節 連系線の混雑処理
 - 第5節 連系線の変更賦課金
- 第12章 作業停止計画の調整（スイッチング支援システム）**
- 第13章 系統情報の公表**
- 第14章 需要者スイッチング支援（新規）**
- 第15章 緊急時の対応
- 第16章 電力需給時に関する情報の提供
- 第17章 その他

3. 主な変更点① 広域機関電源入札（新規）

- 第2弾改正法で、広域機関の業務に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を追加。
- 供給力確保を最終的に担保するセーフティネットとして、広域機関が電源入札を実施する。

審査の観点

審査内容

手続きの公平性・透明性

- 緊急性があると認められる場合を除き、原則として入札を実施する。【規程第33条】
- 応募可能な電源供給事業者の要件の中に、差別的なものは無い。【同上】
- 入札に関する要件や契約者を決定する際は、有識者を含めた委員会の検討を踏まえる。【規程第37条第1項、規程第39条第1項】

託送料金への影響

- 広域機関は、契約者に対して、「電源入札等補填金」を支払う。【規程第41条】
- 「電源入札等補填金」の原資として、広域機関は一般送配電事業者に対して、通常の会費とは別に、「電源入札拠出金」を求める。【定款第56条】
- 一般送配電事業者は、「電源入札拠出金」に相当する額を、託送料金とは別に、国の認可を得て託送料金に上乗せして回収する。

4. 主な変更点② 電源接続案件募集プロセス（変更）

- 現行ルールでは、電源設置に伴って一定規模以上の送変電設備の増強が必要となる場合、効率的な設備投資を行うため、広域機関又は一般電気事業者は、系統連系希望者の申込み等に基づいて近隣の電源接続案件を募ることとなっている。
- プロセスに関する主な変更点は以下の通り。
 - プロセス開始の希望申込受付及びプロセスの実施主体を、原則、広域機関に一元化する。
 - プロセス開始前に、効率的な設備形成を阻害しないという条件の下、単独負担の意思を有する事業者を募集する。
 - プロセスの開始条件は、従来は広域機関が「プロセス開始の申込みを受け付けたとき等」となっていたが、①広域機関がプロセス開始の申込みを受けた場合（一般送配電事業者による申込みの場合は、合理性が認められる場合に限る）、②広域機関が効率的な系統整備の観点等からプロセス開始の必要性を認めた時、と明確化する。等

審査の観点

審査内容

手続きの公平性・透明性

- プロセスの実施主体等は、より中立性の高い広域機関に一元化される。【旧指針第76条の削除】
- 単独負担意思のある系統連系希望者を募集する際も、「効率的な設備形成を阻害しないと認められるとき」に限定されている。【規程第79条】

託送料金への影響

- 本プロセスの導入により、送配電設備の効率的な増強が促進されれば、託送料金が抑制できる可能性がある。

5. 主な変更点③ リプレース案件募集プロセス（新規）

- 既設発電設備のリプレースについては、設備自体は新しくなるにもかかわらず、既存の送配電設備を活用できるため、現行の運用では新規発電設備と比較して有利となる可能性あり。
- イコールフットィングの観点で、リプレースの場合も新規設備の設置の場合と同様に扱うことが適当。
- 具体的には、広域機関は、リプレース対象廃止計画を公表した発電設備について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合、当該リプレース発電設備が連系する送電系統への連系希望者を募集する。

審査の観点

手続きの公平性・透明性

審査内容

- 本プロセスの目的自体が、新規発電設備とのイコールフットィングの確保。
- リプレース対象は、費用負担ガイドラインに沿った内容になっている。【規程第90条第1項】
- リプレース逃れの防止措置等も設けられており【指針第130条】、手続き面の適正性も確保されている。

6. 主な変更点④ 調整力の公募（新規） 業務指針：第5章

- 一般送配電事業者は、原則として、公募によって調整力を調達する。
- 公募を行う際、具体的には、調整力の要件、公募スケジュール等を定めた公募の実施要領を策定し、それに基づいて調整力を募集し、入札金額、調整力の性能等を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

審査の観点

審査内容

手続きの公平性・透明性

- 公募は「公平性かつ透明性が確保」され、「特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない」ことが前提となっている。【指針第26条】
- 公募対象には、発電設備以外に、電力貯蔵装置やデマンドレスポンスも含まれる。【規程第2条】
- 事前に実施要領を策定・公表し、それに沿って公募を実施することが規定されているため、プロセスも透明化されている。【指針第27条】

託送料金への影響

- 一般送配電事業者が、入札を行うことにより、調整力を幅広い事業者から調達すれば、適正競争の下、託送料金が抑制できる可能性がある。

7. 主な変更点⑤ 優先給電ルール（変更）

業務指針：第10章第4節

- 優先給電ルールとは、需給バランスを一致させるため、稼働中の電源の中で出力抑制を行う順番を規定するもの。具体的には、以下のように変更される。

<変更前>

1. 一般電気事業者が調達した発電機、揚水式発電機の揚水運転
2. 一般電気事業者が調達したバイオマス専焼電源
3. 一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス電源
4. 卸電力取引所における取引
5. 一般電気事業者が調達した自然変動電源
6. 全国融通
7. 特定規模電気事業者、特定電気事業者又は自己託送を利用する発電者の発電機
8. 長期固定電源

<変更後>

1. 電源Ⅰ、電源Ⅱの抑制
2. 電源Ⅲの抑制（原則要請）
3. 長周期広域周波数調整
4. バイオマス専焼電源の抑制
5. 地域資源バイオマス電源の抑制
6. 自然変動電源の抑制
7. 広域機関指示
8. 長期固定電源の抑制

※電源Ⅰとは一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力、電源Ⅱとは一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる電源等、電源Ⅲとは一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源等を指す。

審査の観点

ルールの公平性・透明性

審査内容

- 従来は一般電気事業者の電源が先に出力抑制されたが、今後は旧一般電気事業者の発電部門の電源とその他の電源との間でイコールフットイングが図られる。【指針第173条】

8. その他の主な変更点①

- 計画値同時同量制度の導入に伴う対応（新規） **業務指針：第8章**
 - 託送供給契約者（需要側）が提出すべき需要計画、調達計画及び販売計画の内容、提出方法を規定。【指針第138条】
 - 発電契約者（電源側）が提出すべき発電計画、販売計画及び調達計画の内容、提出方法を規定。【指針第139条】
- 再エネの普及等を見据えた広域周波数調整の導入（新規） **業務規程：第10章
業務指針：第10章第2・4節**
 - 一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力が不足する場合、広域機関は長周期広域周波数調整を実施できる。【規程第132条、指針177条～第181条】
 - 同様に、短周期周波数変動分に対応した調整力が不足する場合、広域機関は短周期広域周波数調整を実施できる。【規程第131条、指針第161条～第164条】
- 広域機関システムの運用開始に伴うルール変更（変更） **業務規程：第10章
業務指針：第11・12章**
 - 連系線利用に関する計画【規程第134条第1項第1号】や発電設備の作業停止計画の提出先【指針第230条】を、広域機関に一元化。
 - 連系線利用に関する年間及び月間計画について、現行の平日/休日単位から日別化。【規程第133条、指針第200条】

9. その他の主な変更点②

- スイッチング支援システムの利用ルールの規定（新規）
 - 業務規程：第13章
業務指針：第14章
 - スイッチング支援システムの運用及び利用の支援を行う旨を規定するとともに【規程第13章】、同システムの適正な利用を確保するため、小売電気事業者が遵守すべきルールを規定【指針第14章】。
 - 具体的には、廃止取次に際し、なりすましを防ぐために小売事業者は需要者の情報を確認すること【指針第260条第2項】、廃止取次に関するトラブル防止のために需要者に対して不利益事項（違約金等）を説明すること【指針第261条】、小売事業者はシステムを通じて取得した情報について目的外利用を行わないこと【指針第265条】等を規定。
- 系統情報の公表（変更）
 - 業務規程：第12章
業務指針：第13章
 - 昨年12月に行われた「系統情報の公表の考え方」の改定を踏まえて、規定を変更。
 - 具体的には、地内基幹送電線や系統の空容量に関する情報等が、公表すべき内容として追加された。【規程第168条、指針第246条】

※その他に、供給計画や広域整備計画に係る事業者からの提出手続き等についても変更。